

「海上運送法等の一部を改正する法律」による船舶職員法の一部改正に伴い、令和6年4月より、小型旅客船・遊漁船の船長に必要な「特定操縦免許」に関する制度改正が施行予定。

## ▶▶▶ 令和6年4月以降に特定操縦免許を取得する者から即時適用



### 特定操縦免許講習

- ・講習が8時間(学科4h、実技4h)以上追加  
→ 合計15時間以上の課程に
- ・科目毎の修了試験(補講・再試有り)
- ・講習機関の登録権限は運輸局長に委任



### 履歴限定制度

- ・沿海区域以遠を航行した履歴 1年
- ・履歴限定時、小型旅客船等に船長として乗船可能な航行区域を平水区域に限定

## ▶▶▶ 既存の特定操縦免許受有者の取り扱い



### 経過措置 2年間

- ・2年間は現行免許のままで乗船可能
- ・新特定操縦免許に切り替えた時点で履歴限定制度の対象



### 移行講習

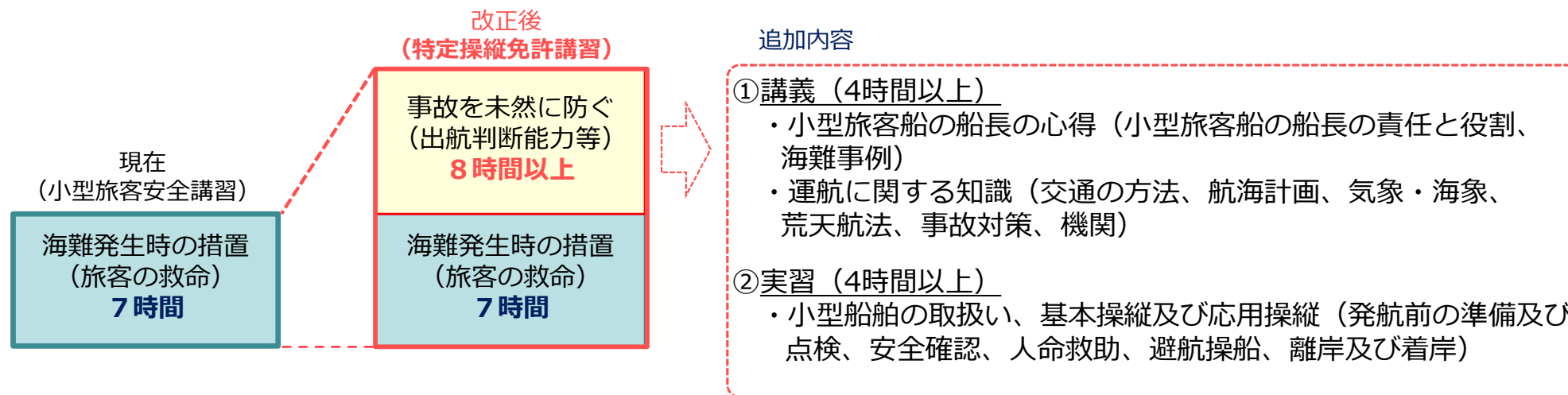
- ・特定操縦免許講習の拡充内容相当
- ・一定の乗船履歴で乗船実技科目を免除

- 小型旅客船の船長業務を行うにあたり必要な特定操縦免許の要件としている講習について、海難発生時の措置以外の内容を追加し、「**特定操縦免許講習**」とする。
- 告示で定める講習の課程について、旅客船の船長として特に重要な知識・技能の向上に資するものを**新たに取り入れる**とともに、修了の要件として**修了試験**を導入する。



## 講習課程の拡充

「事故を未然に防ぐ」観点から、講習内容に船長の心得や出航判断能力に関わる知識等の学科科目及び旅客船の安全運航に必要な操船技術に関わる乗船実習科目を追加する。



## 修了試験の導入

修了試験制度を創設し、修了試験に合格した者に対してのみ特定操縦免許を行うものとする。なお、不合格の場合は、合格基準に達するまで補講及び再試験を行うこととする。

運航の可否判断や悪天候時の避難港の活用等の判断を担う船長の資質向上を図る観点から、沿海区域以遠を航行する小型旅客船・遊漁船の船長に、一定の乗船履歴を求めることとする。



必要な  
乗船履歴

沿海区域※以遠を航行する 総トン数200トン未満の船舶  
において 船長、航海士又は甲板部員として乗り組んだ履歴  
※限定沿海区域を含む。

1年以上



履歴限定  
の内容

小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域

平水区域  
のみ



履歴の  
計算・証明

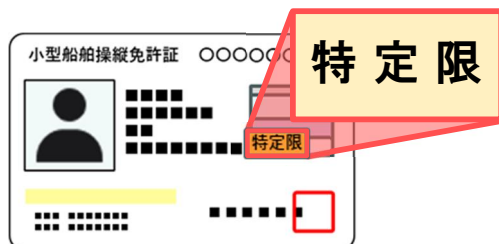
船員手帳受有者・・・船員手帳上の雇入期間（有給休暇取得日数等を控除）  
一括届出事業者・・・届出期間（対象外の船舶に乗船した日数等を控除）  
遊漁船・・・遊適法に基づく乗務記録、実務経験証明書等  
その他証明方法・・・船舶所有者又は船長による乗船履歴証明書等

※計算・証明方法は現時点での想定であり、施行までに変更可能性あり

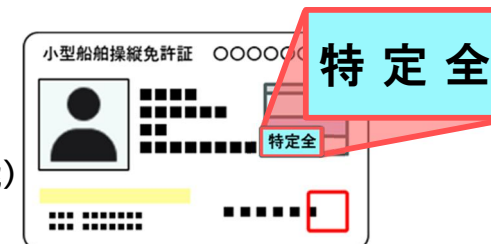
船長要件の確認（操縦免許証による確認方法）

※R6.4以降に交付されるものに限る。

履歴限定あり  
(平水区域で乗船可能)



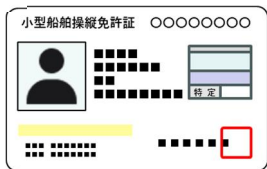
履歴限定なし  
(全ての航行区域※で乗船可能)  
※一級又は二級の操縦免許に  
応じた区域内



改正法の施行日(令和6年4月1日)から2年間(令和8年3月31日まで)を経過措置期間とする。



## 施行日以前に取得された特定操縦免許の取り扱い



令和8年3月31日までに限り、特別な手続きをすることなく、全ての航行区域※において小型旅客船等に船長として乗船可能

※一級又は二級の操縦免許に応じた区域内

✓ 新特定操縦免許に切り替えた場合、経過措置期間中でもその時点で履歴限定の対象



## 移行講習

特定操縦免許講習

事故を未然に防ぐ  
(出航判断能力等)  
8時間以上

海難発生時の措置  
(旅客の救命)  
7時間(※)

移行講習

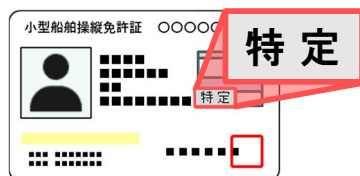
既存の特定操縦免許受有者は、移行講習(今回拡充される内容部分)を修了することで新特定操縦免許に切り替えが可能

- ✓ 修了試験に合格した者にのみ修了証明書を交付
- ✓ 一定の乗船履歴を有する者については乗船実技科目を免除

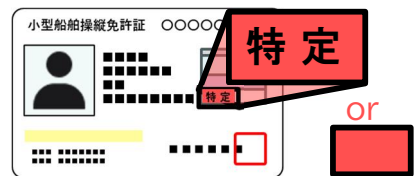


## 経過措置期間に切り替えを行わなかった者等の取り扱い

- ・移行講習を受講していない者が、経過措置期間中に免許証を更新した場合
  - ・経過措置期間中に免許の切り替えを行わなかった者が、経過措置期間終了後に免許証を更新した場合
- ✓ 「特定」の記載欄を赤色にした免許証を交付(経過措置期間終了後に更新した場合、「特定」の文字なし)



現行の免許証



更新後の免許証

or  
文字なし

特定又は[ ]の免許証では、令和8年4月1日以降小型旅客船等に船長として乗船できない。

特定又は[ ]の免許証を有する者が経過措置期間終了後に特定操縦免許講習を受ける場合、救命科目は免除(実質、移行講習と同じ)。